

福岡県公報

令和元年十月一日
第四十三号
増刊 ①

目次

選挙管理委員会（第四十一号）

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

（市町村支援課）……………一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第四十一号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

令和元年十月一日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

一 病院北九州市（小倉北区）の表中

医療法人社団響会前田病院	〃	〃	片野新町一丁目一番三三号	を
前田病院	〃	〃	片野新町一・一一・七	に改める。